

第十章 合資会社開成社



# 第十章 合資会社開成社

## 一、經濟近代化に順応

明治六年以来四十五年間、任意の団体として成立してきた開成社は、大正五年法人組織合資会社に改められた。開成社が結社に当り制定した九十六個条の社則は、政府の認証を経たものである。稠密周到水ももらさぬ完璧なその運用によって、開墾の難事を遂行した歴史的形体は将来に持続していささかも支障ないが、經濟社会の近代化に應じて法人組織に転換した。同時に開拓現場の操作を主とした社則条文は不要になってきたので、その削除で九十六個条は二十五条となったが、さらに合名会社定款作成で社員名義、出資金の異動等に亘り、最終的改定が行われた。

## 二、合資会社開成社定款

### 第一章 総 則

- 第十章 合資会社開成社
- 第 一 条 当社は不動産賃貸及植林の業を為すを以て目的とす
- 第 二 条 当社は合資会社開成社と稱す
- 第 三 条 当社は資本金二万三千五百円とす
- 第 四 条 当社は本社を安積郡郡山町字大町百九番地に設置す
- 第 五 条 当社の存立期間は設立月より満百ヶ年とす
- 第 六 条 但し満期に至りて総社員の同意を得て継続することを得  
当社の用ゆる印章は左の如し

## 第二章 社員

第七条 各社員の住所氏名及出資額左の如し

(註) 本条の社員氏名出資金額は後掲合名会社定款に表示されてあるので省略する。

第八条 当会社は債務を起すことを得ず。

第九条 社員其持分の全部又は一部を他人に譲渡せんとする時は総社員四分の三以上の同意を要す

但し現在の出資社員以外へ売渡すことを得ず

第十条 社員死亡したる時は相続人は其地位に代るものとする

但し此場合に於て他の社員は之に不承諾を唱うることを得ず

第十一条 退社員ある時は出資金額を払戻すを以て足るものとする

但し其当時会社財産に減損ある場合は其減額の割合に準じ計算金を以て払渡すものとする

## 第三章 役員

第十二条 当会社は無限責任社員中より社長一名、副社長一名を選任す

第十三条 社長及副社長の任期は満五ヶ年とす

但し満期再選することを得

第十四条 社長及副社長は総会の決議を以て諸規則を制定し当会社一切の業務を担当す

第十五条 当会社に相談役五名を置く

相談役は社員中より選挙し任期を満五ヶ年とす

第十六条 社長及副社長は重要と認むる事項に付相談役に協議すべし

第十七条 相談役会は社長及副社長を加え過半数を以て議決す

第四章 総 会

第十八条 定時総会は毎年四月二十二日之を開き前期の損益計算書財産目録貸借対照表、營業報告書及利益金又は損

失処分には決議を為すものとす

第十九条 臨時総会は社長及副社長に於て必要と認めたる時又は四分の一以上の社員より會議の目的を示し申出たる

時は随時召集するものとす

第二十条 総会は会日一週間前に其目的日時及場所を社長又は副社長より各社員に通知すべし

但し至急を要する場合は前項の期間を短縮することを得

第二十一条 総会の議事は社員半数以上出席し出席社員の半数を以て之を決す。可否同数なる時は議長之を決す

第二十二条 総会の議長は社長之に任ず、社長事故ある時は副社長之に任ず

第二十三条 社員は其同一家族の父子兄弟に限り委任して議決権を行使せしむることを得

第二十四条 総會議事の要領は総会の議事録に記載し社長及副社長並に出席社員二名の記名調印を得て保存し置くものとす

第五章 計 算

第二十五条 当会社は毎年四月一日より翌年三月三十一日迄を一計算期とす

右契約証として各自署名捺印候也

大正五年四月二十二日

(社員二十五氏名省略)

三、合資会社開成社設立登記

大正六年九月一日 郡山区裁判所に登記完了。